出所者等の更生支援への取組に対する協力・支援について

奈良県の検討経緯

【担当省庁】法務省

- 〇 平成30年12月 「奈良県更生支援のあり方検討会」を立ち上げ
- 〇 検討会メンバー
 - •横田尤孝 委員長 元最高裁判所判事
 - •浜井浩一 龍谷大学法学部教授
 - •中井政嗣 千房(株)代表取締役会長 他12名
- 第1回検討会(平成30年12月)、第2回検討会(平成31年3月)でのポイント
 - ・出所者の更生にまず必要なことは、職場・住まいの提供、社会に復帰する能力をしっかり寄り添って養うこと
 - ・県が協力雇用主の一翼を担うなど、新たな仕組みの構築が求められる

第3回検討会(令和元年7月)において、県から、就労の場づくりの具体的な検討案を提示

委員からは、このような構想が実現すればよいとの評価を頂くと共に、 実現に向けた関係機関の指導と協力を得ることが必要との意見を頂いた。

奈良県の更生支援取組の考え方

○ 司法と福祉をつなぐ

国の司法行政(タテ)と地域の福祉(ヨコ)をつなぐナットボルトの役割を 奈良県が果たす

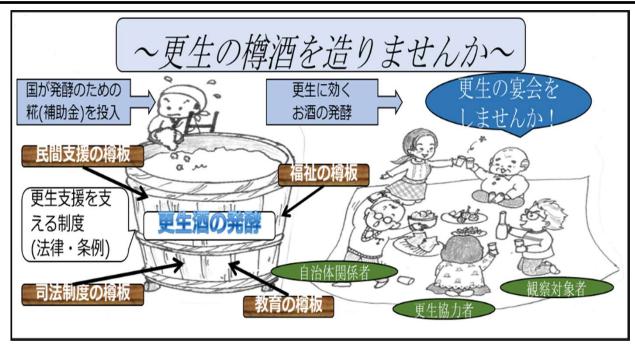
〇 すべての困っている人を助ける

犯罪をした人についても、県が積極的に就労等の支援施策を実施することで、誰もが地域の一員として包摂される社会を目指す。

- 〇 県は就労、生活支援、社会復帰に全力を尽くす
 - ・出所者を県が直接雇用し就労へつなげる
 - ・雇用した出所者の住まい、生活の場を確保
 - ・民間の力も借りて職業訓練と社会教育を実施

奈良県検討案の概要

- 〇 県が出所者を直接雇用する組織(財団)を設立
- 〇 県の出所者雇用組織の事業
 - ・就労活動…①民間企業の協力を得て<mark>財団が事業を実施(バイオマス</mark> 搬出事業、リネン清掃等) 事業の中で出所者を使用
 - ②民間企業の参画を得て有給インターンシップを実施
 - ・住まいと生活の場の確保…廃校舎の活用(住まい、作業、教育、訓練 の場所として活用)
 - ・社会復帰…出所者への職業訓練、社会教育を実施
- 県の出所者雇用組織の発足…令和2年7月頃



国にお願いすること

- 出所者採用への積極的関与(採用対象者の推薦、選抜の指導など)
- 新組織が行う事業の実行に対する指導・協力
- 採用対象者への出所前教育の実施、及び採用後に行う職業訓練・ 社会教育に対する技術的支援